

京都府豊かな緑を守る条例施行規則

平成18年3月3日

京都府規則第4号

京都府豊かな緑を守る条例施行規則をここに公布する。

京都府豊かな緑を守る条例施行規則

(用語)

第1条 この規則で使用する用語は、京都府豊かな緑を守る条例（平成17年京都府条例第43号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

(森林利用保全指針の公表の方法)

第2条 条例第6条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による森林利用保全指針の公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(森林利用保全重点区域の指定等の案の公告)

第3条 条例第7条第4項（同条第8項及び条例第8条第5項において準用する場合を含む。）の規定による森林利用保全重点区域の指定、変更又は解除（以下「森林利用保全重点区域の指定等」という。）の案の公告及び森林利用保全計画の策定又は変更（以下「森林利用保全計画の策定等」という。）の案の公告は、次の各号に定める公告の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を京都府公報（以下「公報」という。）に登載して行うものとする。

- (1) 森林利用保全重点区域の指定等の案の公告 森林利用保全重点区域の名称並びに当該森林利用保全重点区域に含まれる森林に係る森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定による地域森林計画において定められた林班の名称及び区域図
- (2) 森林利用保全計画の策定等の案の公告 森林利用保全計画の名称及び当該森林利用保全計画の案の概要

2 条例第7条第4項（同条第8項及び条例第8条第5項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧は、森林利用保全重点区域の指定等の案又は森林利用保全計画の策定等の案を京都府広域振興局及び京都府京都林務事務所に備え付けて行うものとする。

(公聴会)

第4条 条例第7条第6項（同条第8項及び条例第8条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会は、公聴会を開催する日時及び場所並びに公聴会において意見を聴こうとする案件を公告して行うものとする。

2 前項の規定による公告は、公聴会の日の2週間前までに、公報に登載して行うものとする。

3 知事は、第1項の規定による公告を行ったときは、条例第7条第5項（同条第8項及び条例第8条第5項において準用する場合を含む。）の規定により意見書を提出した者に通知するものとする。

4 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の日の1週間前までに公聴会にお

いて述べようとする意見の要旨及びその理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- 5 前各項に定めるもののほか、公聴会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。
(森林利用保全重点区域の指定等の告示等)

第5条 条例第7条第7項(同条第8項及び条例第8条第5項において準用する場合を含む。)の規定による森林利用保全重点区域の指定等の告示及び森林利用保全計画の策定等の告示は、次の各号に定める告示の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を公報に登載して行うものとする。

- (1) 森林利用保全重点区域の指定等の告示 森林利用保全重点区域の名称並びに当該森林利用保全重点区域に含まれる森林に係る森林法第5条第1項の規定による地域森林計画において定められた林班の名称及び区域図
- (2) 森林利用保全計画の策定等の告示 森林利用保全計画の名称及び当該森林利用保全計画の概要

(森林利用保全活動団体の登録の申請)

第6条 条例第10条第2項(条例第11条第3項において準用する場合を含む。)の規定による申請書の提出は、森林利用保全活動団体登録申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 森林利用保全活動の実績に係る説明書(別記第2号様式)及び活動の実績の状況を示す書類
- (2) 申請する団体の目的、名称、構成員、代表者の選任、意思決定の方法、財産の管理その他の事項を定めた規約
- (3) 直近に開催した団体の総会において用いた年度事業計画等の議案その他の資料
- (4) 森林利用保全活動に用いる機具に係る説明書(別記第3号様式)並びに機具の使用に係る講習会の修了証書の写し及び資格又は免許を証する書類の写し

(森林利用保全活動団体の登録の要件)

第7条 条例第10条第3項第1号及び第2号(条例第11条第3項において準用する場合を含む。)の規則で定める法人その他の団体は、別表第1に掲げる登録の種別の区分に応じ、同表に定める基準を満たす団体とする。ただし、法人でない団体にあつては、次に掲げる要件を併せて満たすものに限る。

- (1) 目的、名称及び事務所を定めていること。
- (2) 意思決定の方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加に関し不当な差別的取扱いをしていないこと。
- (3) 構成員の資格並びに加入及び脱退を不当に制限していないこと。
- (4) 代表者の選任手続並びに財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

(森林利用保全活動団体の登録証)

第8条 条例第10条第4項(条例第11条第3項において準用する場合を含む。)に規定す

る登録証は、森林利用保全活動団体登録証（別記第4号様式）とする。

（森林利用保全活動団体の名簿）

第9条 条例第10条第5項に規定する森林利用保全活動団体の名簿は、森林利用保全活動団体登録名簿（別記第5号様式）とする。

2 条例第10条第5項の規定による閲覧は、農林水産部森の保全推進課、京都府広域振興局及び京都府京都林務事務所に備え付けて行うものとする。

（森林利用保全活動団体の登録の抹消の届出）

第10条 条例第12条第1号の規定による届出は、森林利用保全活動団体登録抹消届（別記第6号様式）により行うものとする。

（協定の認定の申請）

第11条 条例第13条第2項（条例第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出は、森林利用保全協定認定申請書（別記第7号様式）に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- （1） 認定を受けようとする森林の利用及び保全に関する協定書の写し
- （2） 協定の当事者である森林利用保全活動団体の森林利用保全活動団体登録証の写し
- （3） 森林利用保全協定の認定に関する同意書（別記第8号様式）並びに同意者が法人の場合にあつては同意する者が森林利用保全協定の認定に関する同意書に係る同意を行うための代表権を有することを証する書類及び印鑑証明書、個人の場合にあつては印鑑登録証明書
- （4） 協定の目的とする森林の土地の区域に係る土地の登記事項証明書及び登記所に備えてある図面の写し

（森林利用保全協定の承継の届出）

第12条 条例第15条第3項の規定による届出は、森林利用保全協定承継届（別記第9号様式）に、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して行うものとする。

- （1） 条例第15条第1項に該当する場合 承継のあった森林に係る土地の登記事項証明書
- （2） 条例第15条第2項に該当する場合 森林利用保全協定の当事者の地位承継に関する同意書（別記第10号様式）並びに同項に規定する第三者が法人の場合にあつては同意する者が森林利用保全協定の当事者の地位承継に関する同意書に係る同意を行うための代表権を有することを証する書類及び印鑑証明書、個人の場合にあつては印鑑登録証明書

（森林利用保全協定の終了等の届出）

第13条 条例第17条の規定による届出は、森林利用保全協定に基づく活動の終了届（別記第11号様式）に、次に掲げる書類等を添付して行うものとする。

- （1） 森林利用保全協定に基づく活動の写真その他の資料

- (2) 森林利用保全協定の目的とする森林の現在の状況の写真その他の資料
- (3) 森林利用保全協定に基づく活動の終了に関する同意書（別記第12号様式）並びに森林利用保全協定に基づく活動に係る森林の土地の所有者が法人の場合にあっては同意する者が森林利用保全協定に基づく活動の終了に関する同意書に係る同意を行うための代表権を有することを証する書類及び印鑑証明書、個人の場合にあっては印鑑登録証明書

（森林開発行為の規模）

第14条 条例第19条第1項第1号の規則で定める規模は、1,000平方メートル（土石の採掘以外による森林開発行為又は土砂の搬入以外による森林開発行為にあっては、3,000平方メートル）とする。

（協議を要しない団体）

第15条 条例第19条第1項第2号の規則で定める団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号。以下「機構法」という。）附則第12条第1項第1号又は第2号の業務（同号の業務にあっては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成17年法律第78号）第3条の規定による改正前の機構法第11条第2項第1号又は第2号の業務に限る。）を行う場合に限る。）
- (2) 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- (3) 独立行政法人水資源機構
- (4) 地方住宅供給公社
- (5) 地方道路公社
- (6) 土地開発公社

（協議を要しない森林開発行為）

第16条 条例第19条第1項第3号の規則で定める森林開発行為は、次に掲げる許可、認可その他これらに準じる処分の対象となるものとする。

- (1) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による採取計画の認可
- (2) 森林法第10条の2第1項の規定による開発行為の許可
- (3) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定による特別地域内における行為の許可及び同法第21条第3項の規定による特別保護地区内における行為の許可
- (4) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第11条第1項の規定による地すべり防止工事に関する設計及び実施計画の承認並びに同法第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における行為の許可
- (5) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による宅地造成等に関する工事の許可及び同法第30条第1項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可
- (6) 河川法（昭和39年法律第167号）第25条の規定による河川区域内における土石等の

採取の許可、同法第27条第1項の規定による河川区域内における土地の掘削等の許可、同法第55条第1項の規定による河川保全区域内における行為の許可及び同法第57条第1項の規定による河川予定地における行為の許可

(7) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第9条第1項の規定による特別保存地区内における行為の許可

(8) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による採取計画の認可

(9) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定による開発行為の許可

(10) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可

(11) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による農用地区域内における開発行為の許可

(12) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による特別緑地保全地区内における行為の許可

(13) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第10条第1項の規定による特別警戒区域内における特定開発行為の許可

(14) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第7条第3項の規定による設備整備計画の認定

(15) 京都府立自然公園条例（昭和38年京都府条例第25号）第19条第4項の規定による特別地域内における行為の許可

(16) 京都府風致地区条例（昭和45年京都府条例第6号）第2条第1項の規定による風致地区内における行為の許可

(17) 京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）第76条第4項の規定による特別地区内における行為の許可及び同条例第82条において準用する同項の規定による特別地区内における行為の許可

(18) 砂防指定地における禁止行為及び制限行為に関する条例（平成15年京都府条例第20号）第3条の規定により制限する行為についての許可

(19) 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成21年京都府条例第12号）第10条第1項の規定による土地の埋立て等の許可

第17条 条例第19条第1項第5号の規則で定める森林開発行為は、次の各号のいずれかに該当するものに関するものとする。

(1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応じるものの用に供する施設

(2) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）

- (4) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設及び同項第2号に規定する区画整理
- (5) 放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業の用に供用する放送設備
- (6) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設
- (7) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設
- (8) 港湾法第2章の規定により設立された港務局が行う事業（前号に該当するものを除く。）
- (9) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設
- (10) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館
- (11) 航空法（昭和27年法律第231号）による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの
- (12) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物（同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）
- (13) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- (14) 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定する工業用水道施設
- (15) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第5項に規定する一般自動車ターミナル
- (16) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業又は同項第11号の2に規定する配電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物
- (17) 都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業（第13号に該当するものを除く。）
- (18) 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設
- (19) 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設

(20) 専ら道路の新設又は改築を目的とする森林開発行為で当該道路の幅員（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除いた幅員をいう。）が３メートル以下のもの

（森林開発行為実施基準）

第18条 条例第19条第２項（条例第22条第２項において準用する場合を含む。）の規則で定める森林開発行為実施基準は、別表第２のとおりとする。

（森林開発行為に係る計画書）

第19条 条例第20条第１項の規定による計画書の提出は、森林開発行為計画書（別記第13号様式）に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 森林開発行為計画概要説明書（別記第14号様式）
 - (2) 開発計画者が法人の場合にあつては法人の登記事項証明書及び印鑑証明書、個人の場合にあつては印鑑登録証明書
 - (3) 森林開発行為の施行に係る別表第３に定める図面及び工程表
 - (4) 森林開発行為をしようとする土地の登記事項証明書及び登記所に備えてある図面の写し
 - (5) 森林開発行為に係る森林の区域について当該森林開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数からの森林開発行為に関する施行同意書（別記第15号様式）並びに同意者が法人の場合にあつては同意する者が森林開発行為に関する施行同意書に係る同意を行うための代表権を有することを証する書類及び印鑑証明書、個人の場合にあつては印鑑登録証明書
 - (6) 森林開発行為の施行能力に関する申告書（別記第16号様式）
 - (7) 森林開発行為を施行するための資金が確保されていることを証する書類
 - (8) 協議をしようとする日の属する年の直前２年の各年度において賦課された法人税（個人の場合にあつては、所得税）、事業税、道府県民税及び市町村民税その他の税に係るその種別ごとの納税証明書
 - (9) 協議をしようとする日の属する年の直前２年の各年度に係る貸借対照表及び損益計算書（個人の場合にあつては、所得税の確定申告書の写し）
 - (10) 森林開発行為に関する工事経歴書（別記第17号様式）
 - (11) 森林開発行為に関する工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）が建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の規定による許可を受けていることを証する書類
 - (12) 森林開発行為に関する工事を請負等により施工する者が法人の場合にあつては法人の登記事項証明書及び印鑑証明書、個人の場合にあつては印鑑登録証明書
 - (13) その他知事が必要と認める図書
- （協議の終了の申出）

第20条 条例第21条第２項（条例第22条第２項において準用する場合を含む。）の規定に

よる申出は、森林開発行為に係る協議の終了申出書（別記第18号様式）により行うものとする。

（軽微な変更）

第21条 条例第22条第1項の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（1） 森林開発行為に係る森林の区域の面積の1,000平方メートルを超える増減。ただし、森林開発行為に係る森林の区域の面積が5,000平方メートル以下の場合にあつては、その面積の2割を超える増減

（2） えん堤、沈砂池、洪水調節池、よう壁、排水施設その他の主要防災施設に該当する施設の新設若しくは廃止又はその位置若しくは構造の著しい変更

（変更の協議）

第22条 条例第22条第2項において準用する条例第20条第1項の規定による変更の計画書の提出は、森林開発行為変更計画書（別記第19号様式）に、第19条各号に定める図書のうち変更に係るものを添付して行うものとする。

（軽微な変更の届出）

第23条 条例第22条第3項の規定による届出は、森林開発行為軽微変更届（別記第20号様式）に、第19条各号に定める図書のうち変更に係るものを添付して行うものとする。

（標識の設置）

第24条 条例第23条第1項の規定による標識の設置は、森林開発行為に関する工事の標識（別記第21号様式）により行うものとする。

（森林開発行為の着手の届出）

第25条 条例第24条の規定による届出は、森林開発行為着手届（別記第22号様式）に、次に掲げる書類等を添付して行うものとする。

（1） 森林開発行為に関する工事の標識の設置の状況の写真

（2） 現場を管理する者（以下「現場管理者」という。）の有する建設業法等に係る技術者の資格を証する書類

（定期的な報告）

第26条 条例第25条の規定による報告は、森林開発行為施行状況報告書（別記第23号様式）に、当該森林開発行為に関する工事に係る当該期間における工事の写真及び図面を添付して行うものとする。

（森林開発行為の中止等の届出）

第27条 条例第26条第1項の規定による届出は、森林開発行為中止届（別記第24号様式）に、中止に当たり行った防災措置の写真及び図面を添付して行うものとする。

2 条例第26条第2項の規定による届出は、森林開発行為再開届（別記第25号様式）に、第19条第6号から第9号までに規定する書類のうち再開時点において変更があったものを添付して行うものとする。

(地位の承継の届出)

第28条 条例第28条第3項の規定による届出は、森林開発行為承継届（別記第26号様式）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 承継人が法人の場合にあっては法人の登記事項証明書及び印鑑証明書、個人の場合にあっては印鑑登録証明書
 - (2) 承継のあった森林に係る土地の登記事項証明書
 - (3) 承継人に係る第19条第6号から第9号までに規定する書類
- (森林開発行為の完了の届出)

第29条 条例第29条第1項の規定による届出は、森林開発行為完了届（別記第27号様式）に、当該森林開発行為に関する工事の写真及び図面を添付して行うものとする。

(森林開発行為の廃止の届出)

第30条 条例第30条第1項の規定による届出は、森林開発行為廃止届（別記第28号様式）に、廃止に当たり行った復旧措置等の写真及び図面を添付して行うものとする。

(命令の公示の方法)

第31条 条例第31条第4項（条例第32条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める方法は、次に掲げる事項の公報への登載とする。

- (1) 命令に係る土地の所在場所
 - (2) 命令の内容
 - (3) その他必要な事項
- (身分証明書)

第32条 条例第35条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、知事の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する規則（令和4年京都府規則第20号）の定めるところによる。

(適用除外に係る市町村の条例の規定)

第33条 条例第37条に規定する規則で定める市町村の条例の規定は別表第4の左欄に掲げるとおりとし、同条に規定する当該規定に相当する規則で定める規定は同表の右欄に掲げるとおりとする。

(提出部数)

第34条 条例及びこの規則に基づき知事に提出する書類の提出部数は、正本1部及びその写し1部とする。ただし、第19条に規定する計画書及び第22条に規定する変更の計画書については、正本1部及びその写し4部とする。

(その他)

第35条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 条例附則第3項の規定により協議を行う場合においては、別記第13号様式から別記第16号様式まで、別記第18号様式及び別記第19号様式中「開発計画者」とあるのは、「森林開発行為を引き続き行おうとする者」とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年規則第46号)

この規則は、平成19年3月12日から施行する。

附 則 (平成20年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第49号) 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年規則第35号)

この規則は、平成22年9月1日から施行する。

附 則 (平成22年規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第20号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第16条中第18号を第19号とし、第14号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に1号を加える改正規定並びに別表第4の(1)、(3)、(11)及び(12)の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第34号) 抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年規則第23号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第19号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第21号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第23号) 抄
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第40号）

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第15号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年規則第21号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙（次項において単に「旧様式」という。）を用いて作成された職員の身分を示す証票又は証明書（以下「旧様式による身分証明書」という。）で、この規則の施行の際現に使用されているものの取扱いについては、この規則による改正後のそれぞれの規則（旧様式による身分証明書が知事の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する規則（令和4年京都府規則第20号）第1項の規定の適用を受ける場合には、同規則を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
 - 3 前項に定めるもののほか、旧様式については、この規則の施行の日以後においても、当分の間、なお使用することができる。この場合において、当該使用することとされた旧様式による身分証明書の取扱いについては、同項の規定を準用する。

附 則（令和5年規則第24号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。
- （京都府豊かな緑を守る条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 4 旧宅造法第8条第1項本文（宅造法改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。次項において同じ。）の許可に対する第6条の規定による改正後の京都府豊かな緑を守る条例施行規則第16条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは、「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「宅造法改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文（宅造法改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可及び次に」とする。

附 則（令和５年規則第31号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和６年規則第13号）抄

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年規則第59号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和７年５月１日から施行する。ただし、第４条中京都府豊かな緑を守る条例施行規則第16条第７号の改正規定及び同規則別表第４の改正規定（「（第35条関係）」を「（第33条関係）」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。